

## 看護師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

### 第1 看護師の負担の軽減に資する計画

#### 1 他職種との業務分担

##### (1) 看護補助者との業務分担

看護師の負担を軽減するため、さらに看護師の業務を見直し、看護師からの適切な指導があれば無資格者でも出来る業務を選別し看護補助者への業務移管を行っている。また、看護補助者の業務時間を7時から21時に延長勤務できるようにした。さらには、看護事務担当者を採用し看護師の事務作業を軽減させている。

##### (2) 保育士との業務分担

小児科病床を含む病棟において保育士を8時半から17時まで複数名配置するとともに、土および日曜日の勤務体制にも加えた。これに伴い、患児の保育および看護師の補助者として業務を分担でき、看護師の業務軽減を図っている。

##### (3) 医師および医師事務作業補助者との業務分担

外来業務においても、医師に係わる業務を医師事務作業補助者と看護補助者等の非医療職との業務分担の見直しを行い、看護師の業務軽減を図っている。

##### (4) 薬剤師との業務分担

全ての抗がん剤のミキシング作業を専任の薬剤師が行うことで、生じた余剰看護力を病棟業務に充てている。また、各病棟へ薬剤師を配置し、看護師の負担軽減を図っている。

##### (5) 臨床検査技師との業務分担

外来患者の採血（1日約300人）を臨床検査科で行うほか、糖尿病患者への自己血糖測定指導や弾性ストッキング装用指導を行い、看護師業務の軽減を図っている。また、超音波ガイド下での各種穿刺（肝生検、胸腹水穿刺、血管穿刺等）においても看護師の作業を補助している。

##### (6) 臨床工学技士との業務分担

ア 医療機器の総合的な管理を臨床工学室で行うことにより、機器の保守管理を確実にしその安全な使用に資するとともに看護師の負担軽減を図っている。

イ 各種医療機器の使用準備、操作等を臨床工学技士が行うことによ

り、看護師の負担軽減が図られている。

(7) 言語聴覚士との業務分担

摂食機能療法に対して、言語聴覚士の介入も行われている。

(8) 診療放射線技師との業務分担

造影剤の投与が終了した後の抜針を診療放射線技師が行うことにより、看護師の負担軽減を図っている。

(9) 事務局との業務分担

各種健康診断や人間ドックにおいて、医師の指示の下、電子カルテシステムの代行入力や診断書発行にかかる検査結果等の入力などは医師事務作業補助者が行い、看護師の負担軽減を図っている。

また、入院会計について各病棟に会計クラークを常駐させ、各種オーダ業務を補助することで、効率的かつ迅速な会計処理を行うとともに、看護師の負担軽減を図っている。

さらに医療看護必要度をⅠからⅡへ移行し、システム管理することにより必要度判定の業務負担の軽減を図っている。

## 2 外来縮小の取組み

1日平均で1,000人前後の外来患者が来院しており、診療科によっては全ての診察が終了するには終業時間近くまでかかる診療科もある。

このことが病棟業務を圧迫し、看護師の過重労働を招く一因となっていることから以下の取組みを行っている。

(1) 予約可能診療科の制限

複数の診療科を受診することで、外来業務が煩雑かつ長くなっている。よって、1日あたり予約できる診療科を2科までとしている。

(2) 積極的な逆紹介の実施

患者の症状が安定するなど、地域の医療機関で加療が可能と判断された場合は、患者の同意を得たうえで、逆紹介を行っている。

(3) 外来診療の予約制

完全予約制を導入し、受付時間外に受診した患者に対して症状等に応じて、後日予約等を依頼する。有症状の患者に対しては、各診療科の診察室で診察していたものを原則救急外来に集約して診察を行っている。新患も含め予約センターで電話での予約も受け付けている。

## 3 その他

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

看護職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、日勤前後に生じやす

- い時間外勤務の縮減を目的とした時差出勤（早出、遅出出勤）を導入している。
- (2) 短時間・変則勤務看護師の雇用  
育児やその他の理由により、短時間勤務および変則勤務者の看護師の雇用を行っている。
  - (3) 任期付き看護師の採用  
産前産後休暇および育児休暇取得者が発生した場合に備え、迅速に補充ができるよう育児休暇期間に夜勤可能な代替えとして、任期付職員の採用を行っている。
  - (4) 変則2交代制の導入  
深夜の出退勤の解消、休みの質向上、正循環シフトによる生体リズムの改善等を目的とした変則2交替制勤務（日勤、長夜勤（12時間）、長日勤（11時間）等によるシフト勤務）を一部の病棟で行っており、さらに対象病棟の拡大に努めている。
  - (5) 子育て・介護職員への配慮  
子育てや介護を必要とする看護職員に対して、希望する職員には夜勤回数を少なくし、また、夜勤のない職場への異動などを行っている。
  - (6) 部分休業取得の促進  
正規職員の育児部分休業取得を促進し、育児と仕事を両立できる体制としている。
  - (7) 院内保育の利用  
夜間勤務者の保育において院内保育所を設置し、夜間保育を実施している。
  - (8) 産前休暇の休業制度の充実  
産前休暇については、法で定められた期間を上回る産前8週からの取得期間を設けている。
  - (9) 夜勤の完全免除  
妊娠16週1日目以降後の妊婦については、夜勤の完全免除を実施している。

## 第2 職員等に対する周知

本書面をグループウェアおよびホームページへ掲載、また院内掲示することにより院内外への周知を図っている。

## 第3 今年度の目標

一人当たり7日以上OfYear取得を実現する。

第4 役割分担推進のための委員会又は会議

- 1 会議名 管理会議
- 2 開催頻度 1回／年
- 3 参加者 理事長、院長、副院長、各診療部長、薬剤部長、看護部長、事務局長、事務局技監、総務課長、医事課長、経営企画室長、新病院建設室長